三交整仕第 27030 号

平成２７年１０月制定

陸上通信所ＤＭＭ端局装置等改修

仕　　様　　書

第三管区海上保安本部

第1章 概要

1.1 概要

本改修は、第三管区海上保安本部に設置している陸上通信所ＤＭＭ端局装置・３架を１架へ集約するための設定変更等を行うもので、件名を「陸上通信所ＤＭＭ端局装置等改修」という。

1.2 履行場所

(1) 第三管区海上保安本部
横浜市中区北仲通 5-57

(2) 円海中継所
横浜市港南区港南台 8-5-38

(3) 武山中継所
神奈川県横須賀市長沢字堂の上 4850

(4) 富津送信所
千葉県富津市桜井総称鬼泪山字不動谷 16

(5) 白浜送信所
千葉県館山市布良字弥高 763

(6) 千倉受信所
千葉県南房総市千倉町南麻夷字南沢 3054-13

(7) 銚子海上保安部
千葉県銚子市川口町 2-6431

(8) 筑波中継所
茨城県石岡市紫内字椚平国有林 19

(9) 千葉海上保安部
千葉市中央区中央港 1-12-2

(10) 浦安中継所
千葉県浦安市千鳥 16

(11) 東京１３号地船舶通航信号所
東京都品川区東八潮 3-1

1.3 改修機器

(1) 陸上通信所ＤＭＭ端局装置（富士通㈱製） １式
1.2 項(1)から(8)の履行場所

(2) 搬送端局装置（富士通㈱製） １式
1.2 項(3)、(9)から(11)の履行場所

1.4 改修項目

回線構成変更	１式
現地試験調整	１式

1.5 履行期限

平成２８年２月２６日まで

第2章 一般事項

2.1 適用事項

本文に記載されていない事項や詳細については、次に示す基準等に従い実施する。

陸上通信所ＤＭＭ端局装置完成図書
搬送端局装置完成図書
電波法及びこれに基づく命令等
労働安全衛生法及びこれに基づく命令
その他本作業に関する法令及びガイドライン等

2.2 用語の定義

(1) 監督職員及び検査職員とは、支出負担行為担当官（第三管区海上保安本部長）が命令する職員をいう。
(2) 設計図書とは、本仕様書及び図面をいう。

2.3 官公署その他への届出手続等

本作業に必要な官公署その他への申請及び諸届けは、請負者の負担において遅滞なく行う。

2.4 再委託承諾申請書の提出

請負業者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

2.5 他の工事等の出会

他の請負者によって施工される工事等と出会いとなる場合は、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに本作業の円滑な施工に努める。

2.6 疑義に対する協議等

(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じ、設計図書どおりの作業が困難な場合又は不都合な状態が生じたときは、監督職員と協議する。
(2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約書の規定又は軽微な変更による。

2.7 秘密保持義務

本仕様書及び作業の施工により知り得た内容を漏らしてはならない。

2.8 機器取扱説明書

作業対象機器の取扱説明書は、第三管区海上保安本部において閲覧することとし、原則として貸与しない。

2.9 工程表及び作業等計画書

作業の着手に先立ち、実施工程表及び作業計画書を作成し、監督職員の承諾

を得る。

2.10主任技術者届

契約後、請負者は、作業の実施に必要な高度の技術と経験を有する主任技術者を定め、監督職員に届け出る。

2.11改修書類等

作業実施に必要な書類を遅滞なく作成し、監督職員の承諾を受ける。また、上記書類の内容を変更する必要が生じた場合には、監督職員に報告するとともに、適切な措置を講じる。

2.12打合せ記録等

監督職員と協議及び打ち合わせた事項について記録し、監督職員の承諾を受ける。ただし、軽微な事項であって監督職員の了解が得られた場合は、この限りではない。

2.13現場管理

現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生法又はその他の関係法規に従い遺漏なく行う。また、労務者その他出入りの監督、風紀衛生の取り締まりならびに風水害、火災、盗難その他の事故ならびに公害の防止について十分注意し、必要に応じて処置をとる。

2.14補償

第三者に対して損害を与えた場合、請負者の負担により適正な補償をしなければならない。

2.15災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、監督職員に、その発生及び経緯を速やかに報告する。

2.16作業

作業は、すべて設計図書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、設計図書に明記のないものでも当然必要な事項は、誠実に実施する。

2.17検査

(1) 指示した工程に達した時、指定した項目について検査を受け、承諾を得たのち次の工程に移る。

(2) 施工後の検査が不可能又は困難な場合は、その施工にあたり監督職員の立会い又は指示を受ける。

2.18軽微な変更

現場の都合等により必要が生じた場合は、所要の品質及び品質の確保に支障のない範囲内に限り、監督職員の承諾を得て、作業方法の変更をすることができる。この場合、請負額の増減は行わない。

2.19完了

改修は検査職員の検査を受け、検査合格をもって完了とする。また、請負者は検査に必要な資機材、労務等を提供する。

2.20完成図書等

改修完了後、次のものをＡ４版ファイルに整理し、３部提出する。

作業実施概要
作業実施内容詳細
チャンネルプラン、機器実装図、機器内接続図
動作確認データ
改修写真
その他監督職員が指示するもの

2.21改修写真

改修写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）による。

第3章 特記仕様

3.1 業務休止

本改修により業務休止が発生する場合、予め監督職員と協議する。

3.2 回線構成変更

3.2.1 陸上通信所ＤＭＭ端局装置

(1) 第三管区海上保安本部

① 陸上通信所ＤＭＭ端局装置増設架のチャンネル及びパッケージを第１表のとおり基本架へ移設する。また、基本架実装図を第１図に示す。

② 基本架の遊休品 D14(1-4-18)を銚子向け DATA 回線として設定する。

③ 第三管区海上保安本部－横浜海上保安部間の回線を削除する。

(2) 円海中継所

① 基本架１MX12B(1-3-5)と基本架２MX12B(1-5-6)間の架間中継を基本架１MX12B(2-4-12)と基本架２MX12B(1-6-17)間の架間中継へ設定変更する。

② ①項の作業後、基本架１MX12B(1-3-5)と基本架２MX12B(1-5-6)間に銚子向け DATA 回線の架間中継を設定する。

③ 基本架２(第三管区海上保安本部)電源断後、基本架３MX22D(1-2-4)の回線中継を削除する。

(3) 回線構成設計については予め監督職員の承諾を得る。

(4) 回線切換手順は、出来る限り少ない手順で行う。

3.2.2 搬送端局装置

(1) 武山中継所－千葉海上保安部間及び武山中継所－東京１３号地船舶通航信号所間に音声信号を各２回線追加する。

なお、出力は両局とも既設の 4W 音声 SS/SR 盤の空回線を使用する。

(2) 回線構成設計については予め監督職員の承諾を得る。

3.3 現地試験調整

3.3.1 陸上通信所ＤＭＭ端局装置

(1) 3.2.1 項の回線構成設計結果に基づき、設定変更及び調整・試験を行う。

(2) 設定変更は本装置の端末装置で行う。

なお、端末装置で設定変更が出来ない場合は、現地にて設定変更を行う。

(3) 本装置と IDF 間のケーブル接続は、(1)項の作業前に配線を行い回線断の時間を最小にする。

なお、配線に使用するケーブルは次のとおりとする。

品　　名	ケーブル規格	本数	備　考
片端 C-G18 コネクタ付４対 AC バスケーブル	H660-7951-T027(4P) 富士通㈱製又は同等品以上	56 本	手配品
		5 本	装置付属品
片端 C-G18 コネクタ付８対 AC バスケーブル	H660-7951-T028(8P) 富士通㈱製又は同等品以上	8 本	手配品

(4) IF21A(基本架２)と接続されている MX22D(基本架)のケーブルを円海向けマイクロ波多重装置の D2-5 へ接続変更する。
(5) 回線の切換は監督職員の承諾を得て行う。
なお、海難等が発生した場合は作業を中断又は延期することがある。

3.3.2 搬送端局装置
(1) 3.2.2 項の回線構成設計結果に基づき、設定変更及び調整・試験を行う。
(2) 回線の切換は監督職員の承諾を得て行う。

項	回線用途		パッケージ種別	転用元		転用先		備考
				実装位置	CH番号	実装位置	CH番号	
1		空き	V11A	2-2-03	CH1			
		空き			CH2			
	銚子向け	TXRX(TM10/RA216B)			CH3	1-3-6	CH3	チャネル移設
2	銚子向け	TXRX(CM200/RA218B2)	V11A	2-2-04	CH1	1-3-7	CH1	パッケージ転用
	銚子向け	RX(RA420A AF1)			CH2		CH2	
	銚子向け	RX(RA420A AF2)			CH3		CH3	
3	銚子向け	RX(RA420C)	V11A	2-2-05	CH1	1-3-8	CH1	パッケージ転用
	銚子向け	TX CONT			CH2		CH2	
	銚子向け	RX CONT1			CH3		CH3	
4	銚子向け	RX CONT2	V11A	2-2-06	CH1	1-3-9	CH1	パッケージ転用
	銚子向け	RSC(OUW-11A)			CH2		CH2	
	銚子向け	TPV			CH3		CH3	
5	筑波向け	筑波VHFA No.1	V11A	2-2-10	CH1	1-3-10	CH1	パッケージ転用
	筑波向け	筑波VHFA No.2			CH2		CH2	
	筑波向け	筑波VHFD			CH3		CH3	
6	筑波向け	筑波RSC(OUW-11D)	V11A	2-2-11	CH1	1-3-15	CH3	チャネル移設
		空き			CH2			
		空き			CH3			
7	本庁向け	本庁～センタTPVM No.1	V11A	2-2-12	CH1	1-3-16	CH1	パッケージ転用
	本庁向け	本庁～センタTPVM No.2			CH2		CH2	
	本庁向け	本庁～センターTPモニター			CH3		CH3	
8		空き	V11A	2-2-13	CH1			
		空き			CH2			
	円海向け	円海VHFD			CH3	1-2-16	CH1	チャネル移設
9	円海向け	円海RSC(OUW-13B)	V11A	2-2-14	CH1	1-2-16	CH2	チャネル移設
		空き			CH2			
		空き			CH3			
10	武山向け	H.T	V11A	2-2-16	CH1	1-4-7	CH1	チャネル移設
		空き			CH2			
		空き			CH3			
11	武山向け	VHFA No.1	V11A	2-3-10	CH1	1-4-3	CH1	パッケージ転用
	武山向け	VHFA No.2			CH2		CH2	
	武山向け	VHFD			CH3		CH3	
12	武山向け	RSC(OUW-13B)	V11A	2-3-11	CH1	1-4-7	CH2	チャネル移設
		空き			CH2			
		空き			CH3			
13	白浜向け	空き	V11A	2-3-13	CH1	1-4-4	CH1	パッケージ転用
	白浜向け	TX(TL500E NAV予備)			CH2		CH2	
	白浜向け	TX TMH1000E GM)			CH3		CH3	
14	白浜向け	TX(TMH1000E 予備)	V11A	2-3-14	CH1	1-4-5	CH1	パッケージ転用
	白浜向け	VHF CH12			CH2		CH2	
	白浜向け	VHF CH16			CH3		CH3	
15		空き	V11A	2-3-15	CH1			
		空き			CH2			
	白浜向け	VHF 予備機			CH3	1-4-6	CH3	
16	白浜向け	RSC (OUW-13C)	V11A	2-3-16	CH1	1-4-8	CH2	チャネル移設
	千倉向け	RX (RA220C GM全波)			CH2		CH2	パッケージ転用
	千倉向け	RX (RA216B GM SPOT1)			CH3		CH3	
17	千倉向け	RX (RA216B GM SPOT2)	V11A	2-3-17	CH1	1-4-12	CH1	パッケージ転用
	千倉向け	RX (RA220C 予備)			CH2		CH2	
	千倉向け	RX (RA216B TOR1)			CH3		CH3	
18	千倉向け	RX (RA216B TOR2)	V11A	2-3-18	CH1	1-4-13	CH1	パッケージ転用
	千倉向け	RX (RA416A SPOT1)			CH2		CH2	
	千倉向け	RX (RA416A SPOT2)			CH3		CH3	
19	千倉向け	RX (RA416A SPOT3)	V11A	2-4-03	CH1	1-4-14	CH1	パッケージ転用
	千倉向け	RX (RA416A SPOT4)			CH2		CH2	
	千倉向け	RX CONT1			CH3		CH3	
20	千倉向け	RX CONT2	V11A	2-4-04	CH1	1-4-15	CH1	パッケージ転用
	千倉向け	RSC (OUW-11D)			CH2		CH2	
	富津向け	TX (TL5000A)			CH3	1-4-16	CH1	チャネル移設
21	富津向け	TX (TL5000A)	V11A	2-4-05	CH1	1-4-16	CH2	チャネル移設
		空き			CH2			
	富津向け	RSC (OUW-11D)			CH3	1-4-16	CH3	チャネル移設
22	本庁向け	本庁～センタTPVM No.1	V11A	2-2-12	CH1	1-3-16	CH1	パッケージ転用
	本庁向け	本庁～センタTPVM No.2			CH2		CH2	
	本庁向け	本庁～センターTPモニター			CH3		CH3	
23	観音場向け	TPVM[N]	V11A	2-4-10	CH1	1-2-17	CH1	チャネル移設
	観音場向け	TPVM[N]			CH2	1-2-17	CH2	チャネル移設
		空き			CH3			
24	三本部向け	OP 114	V11A	2-4-11	CH1	1-4-17	CH1	パッケージ転用
	三本部向け	OP 118			CH2		CH2	
	三本部向け	OP 117			CH3		CH3	
25	さいたま向け	RSC	V11A	2-4-12	CH1	1-2-18	CH3	チャネル移設
		空き			CH2			
		空き			CH3			
26	本庁向け	内線延長(本庁～3OP)	V22	2-5-06	CH1	1-5-06	CH1	パッケージ転用
27	本庁向け	IPMG(本庁～3OP:通信)	V22	2-5-08	CH1	1-5-08	CH1	パッケージ転用
28	三本部向け	空き	V23	2-5-12	CH1	1-5-10	CH1	パッケージ転用
29	三本部向け	OP 114			CH2		CH2	
30	三本部向け	OP 118	V23	2-5-14	CH1	1-5-12	CH1	パッケージ転用
31	三本部向け	OP 117			CH2		CH2	
32	観音場向け	AIS	D14	2-4-17	CH1	1-5-17	CH1	パッケージ転用
33	円海向け	NSP	D14	2-4-16	CH1	1-5-18	CH1	パッケージ転用
34	銚子向け	DATA	D14			1-4-19	CH1	遊休品活用

注：網掛け部分はチャネル移設を示す。

第１表　チャンネル移設及びパッケージ転用一覧表

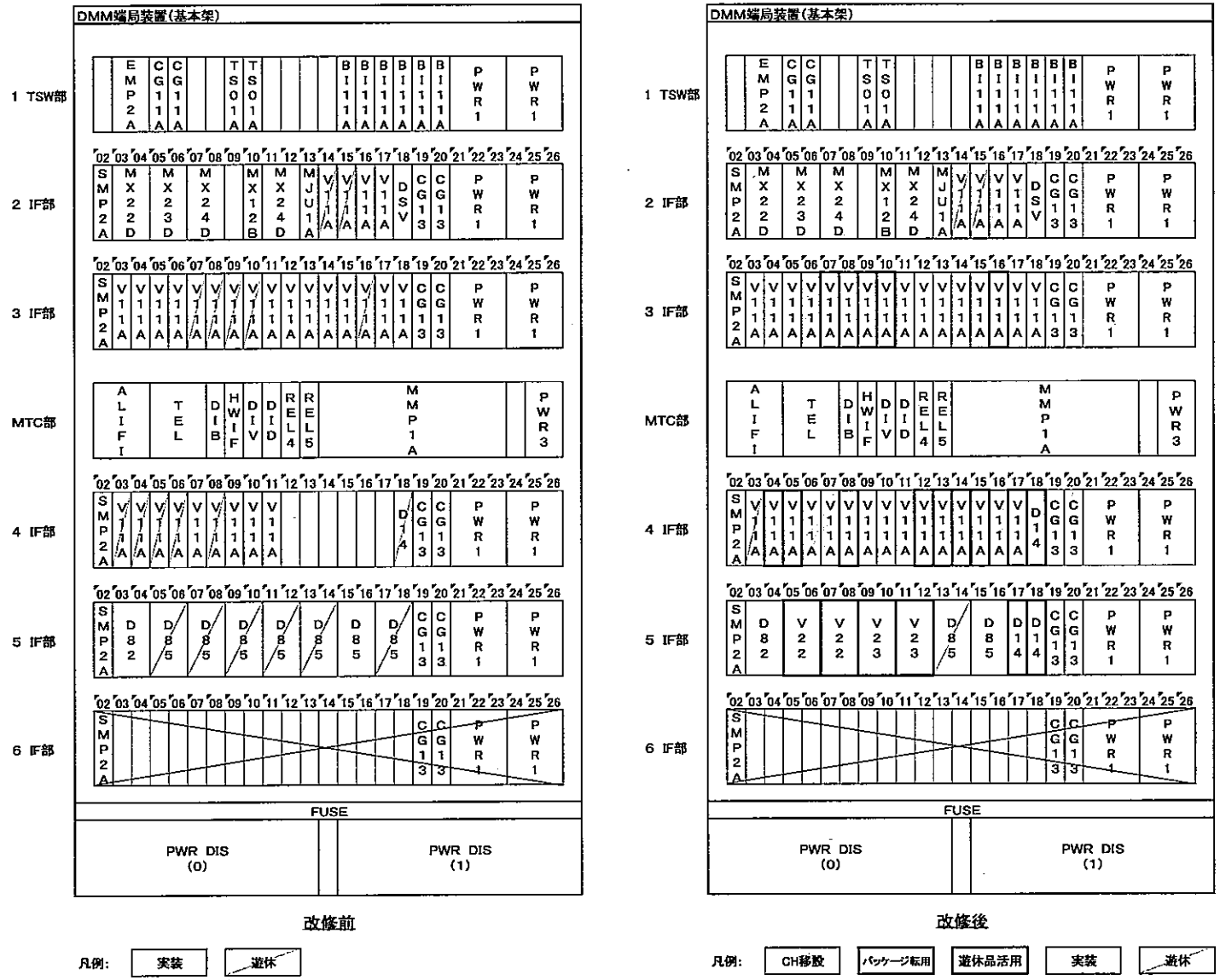

第１図　陸上通信所ＤＭＭ端局装置実装図